平成２３年（フ）第２１４号
仙台市宮城野区萩野町４丁目９番28号　コーポ東海林101
債務者　板橋　貴子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
山形県天童市駅西４丁目４番28号　メゾン有泉202号、申立時の住所宮城県岩沼市館下１丁目５番26―403号
債務者　我妻　　望
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
宮城県宮城郡利府町花園１丁目９番地７
債務者　菊川　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
仙台市太白区ひより台43番10号
債務者　田中　拓馬
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
仙台市若林区沖野３丁目17番10号
債務者　樋口　弘子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
仙台市青葉区中山２丁目９番８号
債務者　西脇　理奈
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
宮城県大崎市古川宮沢字裏馬田町49番地
債務者　青柳　洋司
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
宮城県大崎市古川福沼１丁目23番10号　リーブ１―102号
債務者　本田　和枝
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
福島市永井川字北谷地８番地の１　コーポ永井川101号室
債務者　矢吹　信也
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３０号
福島県伊達市霊山町掛田字舘９番地１
債務者　加藤　千大
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６２号
福島市大森字経塚５番地の14
債務者　菅野　　健
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１７６号
茨城県笠間市平町1646番地10　パスティナーカＫ―Ｂ204
債務者　山本　逸郎
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１７９号
茨城県常陸太田市高柿町257番地の３
債務者　川上　勝隆
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８１号
茨城県常陸大宮市野中町736番地の３
債務者　大須賀福江
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３１号
青森県東津軽郡今別町大字山崎字山元77番地15
債務者　太田　靖子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
東京都八王子市東浅川町530番地２羽田第二ビル305号
債務者　小田　守男
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４７４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字高根27番地１
債務者　大嶋　貞枝
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８３号
静岡県浜松市北区三方原町419番地の４
債務者　植山真里子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係